

心の教育センターの役割

ワンストップの相談受理



トータルな相談支援(つなぐ・連携する・寄り添う)

- 個別カウンセリング
- 心理療法
- 関係機関(学校・医療機関等)への同行・説明(原則)
- 校内支援委員会及び教育支援センター等への訪問支援(SC・SSWスーパーバイザー等)
- 関係機関連絡会【連絡協議会(年2回)、実務者会(月1回程度)、個別ケース会(適宜)】
- 保護者(家庭)支援
- 学校等への訪問支援

支援の流れ

事案発生

本人・保護者

他の相談機関

学校

心の教育センターでのワンストップの相談受理

関係機関の連携による切れ目のない相談支援体制

主な相談内容		就学前	小	中	高	18歳以上の未成年	成人	
就学・就業支援に関する相談						若者サポートステーション		
いじめ、不登校、暴力行為等に関する相談	いじめ、不登校、非行等に関する相談	心の教育センター						
	不登校、集団不適応、学習支援等に関する相談	教育支援センター						
	いじめ、人権問題、親子関係や、民事・刑事等法律に関わる相談	弁護士会						
	いじめ相談、ネット問題等、人権擁護に関する相談	地方法務局						
	非行や青少年の問題行動(ネットいじめを含む)に関する相談	少年サポートセンター						
心身の発達の障害や、療育、疾患に関する相談		療育福祉センター						
自殺予防、引きこもり等、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談							精神保健福祉センター	
DV被害、心理相談等、女性に関する相談		女性相談支援センター						
虐待、養育、保健、障害、非行等に関する相談		児童相談所						

課題の解決

※本表の対象とする年齢は、原則であり、ケースによっては、その年齢を超えて対応している。